

美作警察署庁舎内に設置する自動販売機設置事業者の公募公告

美作警察署庁舎内に自動販売機を設置する者を次のとおり、公募により募集する。

令和7年8月1日

岡山県美作警察署長 杉田 明生

1 公募に付する事項

- (1) 名 称 美作警察署庁舎内自動販売機設置事業者
- (2) 設置期間 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
ただし、設置事業者の行政財産の使用状況を勘案し、当該行政財産の用途又は目的を妨げない限度において自動販売機の設置を許可することができると岡山県が判断した場合は、令和10年9月30日までを限度に引き続き設置することができる。
- (3) 設置場所及び設置物件
 - ①設置場所 美作警察署庁舎内（美作市明見333-1）
 - ②設置物件 美作警察署庁舎内自動販売機設置事業者公募仕様書の「1 公募物件」にある設置場所に自動販売機を設置する。
庁舎1階風除室 1か所（清涼飲料水）

2 公募に参加できる者の資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人が設置事業者に応募することができる。

- (1) 岡山県内又は美作市に隣接する県外の市町内に本店、支店又は営業所を有する者で、自動販売機の故障等緊急の場合において迅速な対応ができる者であること。
- (2) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑤ 破産者で復権を得ない者
 - ⑥ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者
 - ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者について

は、その事実があった後３年を経過した者を除く。）であること。

- ① 岡山県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 岡山県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が岡山県と契約を締結すること又は岡山県との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の２第１項の規定により岡山県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて岡山県との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条第１項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
 - ⑦ ①から⑥までのいずれかに該当する事実があった後３年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人又はその他の使用人として使用した者
 - ⑧ 岡山県暴力団排除条例（平成２２年岡山県条例第５７号）第２条第１号に規定する暴力団若しくは同条第３号に規定する暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者
- （４）県税、市町村税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

３ 公募に関する事務を担当する課の名称等

（１）仕様に関すること

美作警察署総務会計課

〒７０７－０００３ 美作市明見３３３－１

電話番号 （０８６８）７２－０１１０

FAX番号 （０８６８）７２－０１１３

（２）資格審査に関すること

岡山県警察本部会計課施設室

〒７００－８５１２ 岡山市北区内山下二丁目４番６号

電話番号 （０８６）２３４－０１１０（内線２２５３）

FAX番号 （０８６）２２１－２２９１

４ 契約条項を示す場所

上記３（１）の場所とする。

５ 公募参加手続等

設置事業者を選考する方法は、地方自治法第２３４条第１項の規定による一般競争入札に準じて実施する。

（１）仕様書等の配布期間及び場所

- ① 配布期間 令和７年８月１日から令和７年８月２７日まで（閉庁日を除く。）の午前９時から午後４時まで

- ② 配布場所 上記３（１）の場所に同じ

なお、岡山県警察のホームページからダウンロードできる。

（２）美作警察署庁舎内自動販売機設置事業者応募申込書（以下、「応募申込書」という。）（様式第１号）及びその他必要書類の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 令和７年８月１日から令和７年８月２７日まで（閉庁日を除く。）の午前９時

から午後4時まで

- ② 提出場所 ア 下記（３）で示す提出書類〔法人・個人〕①～④

上記３（１）の場所に同じ

- イ 下記（３）で示す提出書類〔法人〕④～⑩

下記（３）で示す提出書類〔個人〕⑤～⑨

上記３（２）の場所に同じ

- ③ 提出方法 持参又は郵便等（書留郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。）により、上記提出期間内に必着とする。

（３）提出書類

書類に記載する文字は、インクまたは消去することの出来ないボールペンで鮮明に記載すること。また、応募者は、提出した書類等に関し岡山県から説明及び追加資料等の提出を求められた場合には、それに応じなければならない。

※ 見積りに関することについての権限を委任する場合については、以下の書類の他に、契約の権限を有する者からの委任状（様式第５－１号）を提出すること。

※ 提出する書類に押印する印鑑は、印鑑証明書と同じ印鑑を使用すること。（見積りに関する権限の委任を受けた者が見積書を作成する場合については、委任状に使用した印鑑とすること。）

※ 提出された書類は返還しない。

ア 法人

- ① 応募申込書（様式第１号）

- ② 販売品目一覧表（様式第２号） ※設置を予定している自動販売機ごとに作成

- ③ 設置場所ごとに設置を予定している自動販売機のカタログ

- ④ 印鑑証明書（法務局が発行するもの）

- ⑤ 登記事項証明書（法務局が発行する現在事項全部証明書〔商号、住所、代表者、役員、設立日等を証明するもの〕）

- ⑥ 決算関係書類（直近１事業年度分）

- ⑦ 役員等名簿（氏名、よみがな、生年月日及び住所が記載されているもの）

- ⑧ 岡山県県民局長が発行する県税の完納証明書（県税の未納（滞納）のないことの証明書）
ただし、岡山県に納税の義務がないものにあつては本店又は主たる事務所の所在地の都道府県知事が発行した都道府県税の完納証明書。

- ⑨ 市町村長が発行する市町村税の完納証明書（市町村が徴収している税の未納（滞納）のないことの証明書）

・ 岡山県内に本社がある場合は、当該本社の所在地の市町村税の完納証明書

・ 岡山県内に営業所等のみがある場合は、県内の主たる営業所等所在地の市町村税の完納証明書

- ⑩ 本社等の所在地を所轄する税務署長が発行する消費税及び地方消費税の完納証明書（消費税及び地方消費税の未納（滞納）がないことの証明書〔その３の３〕）

※ １年以内の所在地移転、名称変更など特別な事情により上記証明書を提出できない場合は、下記（５）の方法により担当部署へ確認した上で、当該事由説明書（任意様式）を添付すること。

※ ③～⑥及び⑧～⑩は写しでも可。

※ ④、⑤及び⑧～⑩は証明年月日が応募申込書到達日前から３か月以内のもの。

※ なお、上記３（２）に提出する④～⑩は、他の警察施設（警察本部・警察署）の公募に参加するため、既に提出済の場合は不要とする。

イ 個人

- ① 応募申込書（様式第1号）
 - ② 販売品目一覧表（様式第2号） ※設置を予定している自動販売機ごとに作成
 - ③ 設置場所ごとに設置を予定している自動販売機のカタログ
 - ④ 印鑑証明書（住所地の市町が発行するもの）
 - ⑤ 本籍地の市町村長が発行する身分証明書
 - ⑥ 法務局が発行する後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書
 - ⑦ 岡山県県民局長が発行する県税の完納証明書（県税の未納（滞納）のないことの証明書）
ただし岡山県に納税の義務がないものにあつては営業所等の所在地の都道府県知事が発行した都道府県税の完納証明書。
 - ⑧ 所在地の市町村長が発行する市町村税の完納証明書
 - ⑨ 所在地を管轄する税務署長が発行する消費税及び地方消費税の完納証明書（消費税及び地方消費税の未納（滞納）のないことの証明書〔その3の2〕）
- ※ 1年以内の所在地移転、氏名変更など特別な事情により上記証明書を提出できない場合は、下記（5）の方法により担当部署へ確認した上で、当該事由説明書（任意様式）を添付すること。
- ※ ③～⑨は写しでも可。
- ※ ④～⑨は証明年月日が応募申込書到達日前から3か月以内のもの。
- ※ なお、上記3（2）に提出する⑤～⑨は、他の警察施設（警察本部・警察署）の公募に参加するため、既に提出済の場合は不要とする。

（4）提出書類の審査

① 審査結果の通知

上記5（2）で提出された書類を審査した結果、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、選考に参加することができない。

② 選考参加資格要件不適合の理由の説明要求

①の通知を受け取った者は、通知に記載してある期日までに、下記（5）③の宛先にFAXする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

（5）仕様等に対する質問の受付

- ① 受付期間 令和7年8月1日から令和7年8月18日まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後4時まで
- ② 方 法 「仕様書等に対する質問・回答書（様式第3号）」によりFAXすること。
- ③ 宛 先 美作警察署総務会計課
FAX番号（0868）72-0113
- ④ 回答方法 岡山県警察ホームページに掲載する。
- ⑤ そ の 他 選考後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 見積書の提出要領及び選考方法

- （1）提出期限 令和7年8月27日 午後4時まで
- （2）提出先 上記3（1）の場所に同じ
- （3）提出方法 売上手数料率見積書（様式第4号、以下「見積書」という。）を無地封筒（長型3号）に入れ、糊付けをして封緘部分の上中下3か所に割印し、表面に応募する事業名称及び応募者の住所及び氏名を記載し、持参又は郵便等（書留郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。）により提出期限までに必着のこと。FAX及

び電子メールでの提出は認めない。

(4) 選 考 日 令和7年9月初旬を予定

(5) 設置事業者の決定方法

- ① 地方自治法第234条第3項の規定に準じ、設置区分ごとに、岡山県が予定する売上手数料率以上で最高の売上手数料率をもって見積りをした者を設置予定事業者とする。
- ② 売上手数料率見積書の開封は、当該選考事務に直接関与しない職員の立ち合いのもとで行う。
- ③ 提出された応募書類の審査の結果、資格要件を満たさない又は書類不備等により不適合と認められた者については、選考の対象としない。

(6) 県が予定する売上手数料率以上での見積りがない場合は、条件等を見直しの上、後日改めて再度の公募を行うこともある。

(7) くじによる見積順位の決定方法

同率の見積りをした者があるときは、別途日時を通知し、当該応募者にくじを引かせ、見積順位を決定するものとする。この場合において、代理人がくじを引く場合は、見積りに関する権限を有する者からの委任状（様式第5－2号）を提出しなければならない。

なお、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該選考事務に関係のない職員にくじを引かせ見積順位を決定するものとする。

(8) 応募者は、その提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

7 見積りの無効

次の売上手数料率の見積りは無効とする。

- (1) 公告に示した公募に参加できる資格のない者の提出した見積書
- (2) 応募者に求められている義務を履行しなかった者の提出した見積書
- (3) 公告に示した諸条件に違反した者の提出した見積書
- (4) その他岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第140条の各号に掲げる入札に準じた見積書

8 設置事業者の決定及び公表

- (1) 岡山県は、選考参加者が提出した見積書のうち、岡山県が予定する売上手数料率以上であるものを対象として、選考後速やかに、上記7に該当していないかについて審査する。
- (2) 上記(1)の審査は、最高の売上手数料率が記載された見積書から、売上手数料率の低いものへと順次実施し、設置区分ごとにそれぞれ上記7に該当していないことが確認できるまで行うものとする。
- (3) 審査の結果、見積書及び提出書類全てが有効であると確認された者を設置事業者として決定する。
- (4) 設置事業者を決定したときは、応募者全員に設置区分ごとの売上手数料率及び決定した設置事業者名を通知するとともに、岡山県警察ホームページにおいて決定売上手数料率及び設置事業者を公表する。

9 その他

(1) 契約書等作成の要否

要（契約書に押印する印鑑は印鑑証明書と同じものとする。）

(2) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(3) 暴力団排除に係る誓約書の提出

設置事業者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書（以下「誓約書」という。）を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。

- （４）岡山県が行う工事等庁舎管理上の理由で自動販売機移設等の必要が生じた場合は、岡山県が指定した期日までに、設置事業者の負担により対応するものとする。